ICT 杉並 会則

（名称）
第1条　本会は「ICT 杉並」と称する。

（目的）
第２条　本会は、主に杉並区を中心に活動する事業体が、ICT（Internet communication technology）を活用することにより、コミュニケーションを活性化し、各事業体の目的達成に寄与することを目的とする。

（会場と開催）
第3条　本会は、会場を杉並区内会議室または、オンラインとし、上記の目的のため月1回以上開催する。

（代表者と運営者）
第4条　本会は代表者を含め5人以上の運営者を置く。運営者は毎月1回会議を開き、企画などについて協議する。

（参加協力費）
第5条　本会の参加者には茶菓代として協力費 200 円を徴収する。

（その他）
第6条　上記以外に定めておく必要があれば…

附則
本会則は、2021年3月31日より施行する。